

平成26年（ワ）第2734号，平成27年（ワ）第728号

原告 原告番号1 外39名

被告 東京電力株式会社 外1名

原告準備書面（9）
（避難者の被害実態について）

2016（平成28）年1月13日

福岡地方裁判所 第1民事部合議A係

原告ら訴訟代理人弁護士	吉村	敏幸
同	宮下	和彦
同	近藤	恭典 外

内容

第1	はじめに	4
第2	避難に至るまでの苦悩と被ばくの恐怖，苛酷な避難行為	5
1	事故直後の混乱の中での避難.....	5
2	苦渋の決断を経ての避難.....	10
3	被ばくの恐怖，健康被害の不安	14
第3	先の見えない避難生活，避難後も続く苦しみや不安	18
1	本件事故までに築き上げた社会生活関係との分断・離別	18
	(1) 地域社会からの分断・離別	18
	(2) 区域外避難者らが受ける分断・誹謗・中傷.....	20
	(3) 家族・親戚・家族同様の者達との分断・離別	22
	ア 物理的・精神的別離	22
	イ 避難に伴う家族崩壊の危機.....	25
2	避難生活での孤独感，喪失感，葛藤	27
	(1) 避難生活における不安，孤独感，ストレス.....	27
	(2) 被害者間での分断	30
	(3) 避難先での周囲との関係における苦痛.....	31
	(4) 避難を続けることへの葛藤	33
3	生活基盤の崩壊・経済的困窮.....	34
	(1) 仕事の喪失.....	34
	(2) 生活費の増加・経済的困窮	37
	(3) 避難先での不安定な住宅基盤.....	38
第4	生涯消えることのない被ばくによる健康被害への恐怖.....	39
第5	避難生活の継続や帰還についての苦悩や葛藤	43

1	容易ではない帰還	43
2	帰還の目途が立たないこと	44
3	帰還に伴う更なる負担	45
第6	子どもたちの受けた被害	46
1	避難するまでの制限された生活	46
2	避難による家族の別離	46
3	避難元の仲間との突然の別離や避難先でのいじめ	46
第7	避難元に留まる原告らの被害	47
1	今なお続く被ばくの恐怖	47
2	家族との分断による苦悩	47
3	本件事故により変容した周囲との関係	48
第8	結語	48

第1 はじめに

本件事故による被害は、訴状「第5 福島第一原発事故による被害」で述べたとおり、極めて多様かつ複合的なものであり、それぞれの被害が複雑に絡み合うことで、より一層深刻な被害を被害者らに与えている。

本件事故により、被害者らは、生活そのものを奪われ、これまで培ってきた人間関係、仕事、就学環境、自然環境など、それまで被害者を取り巻いていた社会生活関係から分断された。本件事故から5年近くが経過し、避難した新たな土地で、生活基盤を築こうとしている者もいるが、新たな土地での生活も、不安や葛藤を抱えながらのものであり、本件事故前の生活が確保されているとはいえない。被害者らは先の見えない不安を抱えながらの生活を余儀なくされており、被害者らが本件事故によって被っている損害を、個々人の犠牲、負担で終わらせるべきものではない。

本件事故による被害者らの被害は、事故直後から現在に至るまで断続的に続き、その属性（夫、妻、父親、母親、子、避難区域対象内か対象外か等）や本件事故前後の生活状況等によって、多種多様な形で表れている。

本書面では、原告らが被った被害、損害の背景や全体像を、訴状で述べたことに加え、事故直後から現在に至るまで時系列に沿って述べ、また、避難者らの属性によって被害がどのように広がるのかを示すことにある。かかる被害の実態、広がりについては、当訴訟の原告らを含む多くの被害者らが、本件事故を起因として受けた被害の実態を、原告らへの聴き取り、大阪弁護士会災害復興支援委員会が実施した避難生活等についてのアンケート（甲D共23）や手記（甲D共24、25）、行政や支援団体の実施した調査の結果等（甲D共26ないし29）、関東圏からの避難者らが綴った手記（甲D共30ないし32）に基づいて明らかにするものである。なお、人類が未だかつて直面したことの無い原発事故は、時間の経過とともに新たな被害を生み、広がりをみせている。本書面では、避難者らの被害の全体像を捉えることを目的とするが、ここに述

しかも、国会事故調報告書（甲 A 1・3 4 5 頁）でも明らかにされているように、国や東電からほとんど情報が提供されない中での避難であり、テレビやインターネットでは様々な憶測が飛び交い、被害者らは何を信じ、どう行動すればよいのかもわからないまま、避難を余儀なくされた。

から避難した原告（2 2 番）は、
以下のように述べている。

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[REDACTED]

福島県郡山市から母子避難した避難者は、以下のように、原発事故から数日後、母子だけで避難したときの不安や危機的状況のなかで家族が引き裂かれる苦しみを述べている。

「新幹線の最寄り駅付近に差し掛かった頃、駅のあちこちにたくさんの車が乗り捨ててありました。この車の所有者たちも皆必死に逃げたい思いでここまで、来たのだろうとすぐに分かりました。

…発車するまでの15分間、わずかでしたが、夫も新幹線の中に入り別

れを惜しんで息子と一緒に過ごしました。

夫は仕事や全壊した家のこともあるので、私たちと一緒に行くことはできない・・・と言いました。しかし自宅に戻ったら無事でいられるのか命の保障はありません。何より放射能という得体の知れないものを相手に夫は・・・両親は・・・大丈夫なのだろうかと心配でなりませんでした。しかし私たちはどうすることもできず、もしかしたら今この瞬間が夫と会う最後になるかもしれない、という思いで、悲しみがこらえきれず涙が止まりませんでした。できることならこのまま旦那を引き止め一緒に連れていきたい、と何度も思いました。

しかしそんな私の思いも届かず、夫は新幹線を降り、ホームから私たちを見送りました。地震だけなら避難などする必要はなかったはず。原発事故が起き、大量の放射能が放出されてしまったためにそれまで幸せに暮らしていた私たちは離れ離れの生活を選択することに。地震だけならたとえ家が全壊しようとも借金を抱えようともどうにでもなったはずと思うと悔しさでいっぱいでしたが、私は悲しみをこらえ息子と共に東京に向かいました。当時一ヶ月の息子は、避難をするために新幹線に乗っていることも、パパとの別れも何一つ理解しておらず、初めて乗る新幹線にただただ無邪気に喜んでいました。そんな息子を見ていたら、ますます辛くなり涙は溢れるばかりでした。」（甲D共24、「20年後のあなたへ東日本大震災避難ママ体験手記集」手記2、45、46頁）

東京都世田谷区から広島県呉市に妻子と共に避難した避難者は、事故当時、いつも気軽に使っているSNSで氾濫する聞いたこともない緊急情報に驚愕した状況を以下のように述べている。

「二〇一一年 三月十三日 朝起きると、世界は一変していた。知らない専門用語、聞いたこともない話題が、ツイッターのつぶやきで溢れていた。・・・『福島第一発電所3号機が冷却機能を喪失したために、東京電力

は緊急事態として法に基づき国に通報』『3号機の燃料棒、4メートルの高さのうち3メートルが露出している可能性がある』・・・これまでのツイッターは、くだらない冗談や、お互いの日常生活のやりとり、仕事のアピールなどのつぶやきが淡々と流れているだけだった。それが、命を（原文ママ）危険を訴えたり、政府の対応のずさんさを非難するつぶやきに変わっていたのだ。」（甲30・「原発引っ越し」56，57頁）

また、避難者は、日本国内の情報と海外の情報の格差、対応の違いを感じ、日本国政府に対する不信感が芽生えた様子を以下のように語っている。

「フランス大使館が日本から待避（原文ママ）するように、日本滞在中のフランス人や関係者に通達を出していたことに驚いた。日本は、事故国なのに関東圏に暮らす僕たちに、まだそういった通達を行っていなかったからだ。そしてさらに、原子力発電所の技術者が、原子炉事故は収束しないと断言したことには絶望を感じた。後藤さんの言うことが正しいとすれば、政府はおそらく今回の事故を過小評価しているか、事故をできるだけ小さく見せるように誤魔化そうとしているように思えた。」（甲30・61頁）

「妹がふたりの娘と手をつないでホームに降りていく。エスカレーターを降りていきながら驚く。ホームに立っている人の半分ほどが外国人だったからだ。

みどりの窓口に並んでいた外国人の数を思えば、新幹線に乗る外国人が多くても不思議はなかった。しかし、ここが品川駅じゃなく外国の駅のホームじゃないかと思うほど、外国人だらけだったのだ。

新幹線を待っている間、僕らが逃げる西とは逆に、茨城、宮城方面に向かう新幹線がホームに入って来た。車両の中は人がまばらだが、正直言えば、その方向の新幹線に人が乗っていることが考えられなかった。原発事故を過小評価している人か、事態をまったく知らない人だろう。」（甲30・83頁）

さらに避難者は、震災直後の東京都世田谷区の混乱状況と余震の恐怖を以下のように表現している。

「数日前に東北を襲った津波。そして爆発した原発。パニックに陥った東京の道は車で渋滞した。そして世田谷のスーパーというスーパーからは、商品の買い占めで物がなくなった。食べるものも、飲むものもうまく手に入らず不安な日々だった。次に大きな余震が襲えば、東京も東北の様に津波に飲まれるかもしれない。今は、運よくこうしているけど、一分後は分からない、明日は分からない。」(同88頁)。

2 苦渋の決断を経ての避難

また、区域外の避難者らの中には、本件事故直後に避難をした者ばかりではなく、考え抜いた末、苦渋の決断として避難を選択した者、仕事の区切りや身辺整理などをしたうえで避難した者も数多くいる。放射線の健康への影響についてさまざまな情報が飛び交い、被告国や被告東京電力からの情報にも不信感を抱かざるを得ない状況のなか、生活の糧であると同時に、やりがいも感じていた仕事、学校、住居、人間関係など、これまでの生活全体をすべて失ってでも、父と母子が離れ離れになる二重生活となってでも、被ばくを避けたいという思いから避難を決断したのである。また避難者らは決して経済的に余裕があるわけではない。避難者らは、自らの私財を削ったり売却したりしながら、それでもなお自らや子ども達の健康影響を考え避難に至っているのである。

福島県郡山市から母子避難をしている避難者森松明希子は、「母子避難、心の軌跡 家族で訴訟を決意するまで」という手記(甲D共25)のなかで、以下のように、悩みぬき避難を決断した際の心境を語っている。

「私も身動きを取れないでいた避難所での間の一ヶ月の間、なんとか福島県での生活の再建をはかろうと相当悩みましたし、人生で最も多く深く考えた日々でした。今よりもっと様々な情報が飛び交う中で、放射能汚染についての『不安』感を抱きながら、福島での生活再建をずっと視野に入

れて考えに考え抜きましたが、やはり結論は、『逃げられるところがあるなら、そして避難できる可能性があるのなら、避難すべきだしそうすることが子どもにとって一番だ』というものでした。」（甲D共25, 49頁）

「母親だったら容易に理解できると思うのですが、子どもに少しでも悪いかもしいない、という選択肢を選択する人はいないと思います。もう考えるのを放棄したくなるほど悩みぬきましたが、誰も正解を示してはくれません。何が（子どもたちにとって）正しい行動なのかもわからずに、決断するまでは本当に苦しみました。」（同29頁）

また、[redacted]原告[redacted]は、以下のよう
うに、[redacted]を述べてい
る。

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

さらに、[redacted]避難した原告（1番）は、以下のよう

[redacted]
[redacted]

[redacted]

[REDACTED]

東京都世田谷区から広島県呉市に妻子と共に避難した避難者は、経済的な余裕も、また被告国や被告東京電力からの支援もない中、避難を決断するに至る苦悩を以下のように語っている。このように、避難する者達は、決して経済的な余裕がある者ばかりではない。

「アラーキーが愛妻の洋子さんを撮ったように、僕も妻や娘の写真はブラウザマキナ67で撮り続けようと思った。長年そう思い続け、昨年ようやく手に入れることができた愛すべきカメラだった。しかしそのカメラでさえ、質に入れる時が来てしまった。情けないがこれが現実だった。」(甲30・128頁)

「すると妻は「これ使ってくれていいよ」と、どこからか母親の形見のネックレスと指輪を取り出してきた。・・・僕は躊躇した。さすがにこれは質に入れられない。・・・一晩考えた。結局そのほかにいい方法が思いつかず、時間もなかったので使わせてもらうことにした。」(甲30・130頁)

「東京電力が原発事故により被害を受けた人などを対象に、補償を行うことが発表され窓口が用意された。僕はその情報を聞いて翌日には連絡をして、身の上話をした。・・・七月八日に呉に引っ越しをするまでに、東電とやりとりをした電話の時間はおよそ五百分。実際に東電の社員に自宅に来てもらって顔を付き合わせて(原文ママ)話し合ったのが二回。僕はできるだけ丁寧に、目の前の生活の困窮と、この先の子供たちの健康を考えて引っ越しをしたいという旨を伝えた。丁寧に根気強く訴えた。・・・原発事故さ

えなければ消費しなくてよかったお金。それらの補償を，東電は曖昧な態度でのりくりとごまかし通した。・・・結局東京電力はこちらが何を訴えようと，困窮している事情を涙ながらに説明しようと『政府の指針が出るまで待ってください』という言葉しか言わなくなった。」（同 132， 133 頁）

「僕は原発引っ越しのことをツイッターで公にしている。そのために『引っ越しを煽らないでください。お金に余裕があるから，神原さんは引っ越しができるんです』と非難されたことが数え切れないくらいある。僕ら家族は決して裕福じゃないし余裕は少しもなかった。むしろ逆だ。最終的に七月に引っ越しができたのは，本来なら本の制作を手伝ってくれたスタッフや業者に支払うための制作費や原稿料を，数か月ほど先延ばしにして待ってもらい，そのお金で引っ越しをしたのだ。」（同 134 頁）

「我が家の引っ越しはツイッターでは楽しそうに振る舞ってはいるが，そこに見えているようにはお気楽なものではなく，むしろまったく先が見えず，どん詰まりの真っ暗闇の中をひた走る，苦渋の道のりだった。」（同 134 頁）

東京から夫とともに福岡へ避難した避難者（妊婦）は，夫が職を捨てて避難をすることについて，以下のように述べている。

「夫は研究者の夢を全部捨てることや，自分の地元じゃないため，疎外感や不安が大きい。」（甲 32 「 - 平和・共生ブックレット - 原発事故から 3 年九州に避難した人たちの今」・ 26 頁）

東京から夫と子どもと福岡へ避難した避難者は，生活に不可欠な経済的な問題を乗り越えて避難を決断したことを以下のように語っている。

「収入がなくなるのはいやだけど，収入は子どもを育てるためのものだから，放射能によって子どもが甲状腺がんになるくらいなら貧乏になるほうがいと考え，避難を決意した。」（甲 32 ・ 30 頁）

3 被ばくの恐怖，健康被害の不安

避難者らは、本件事故後、放射線の健康への影響について十分な情報が得られず、様々な見解が飛び交う中での決断を強いられた。そして、「被ばくをしたのではないか」、「子どもを被ばくさせてしまったのではないか」、「今後、甲状腺がんなどの疾病が発症するのではないか」と健康への不安を抱えながら日々過ごしている。被ばくに関する不安は、外部被ばくのみならず、食品や飲料水から受ける内部被ばくについても同様に生じるのである。したがって、避難者らは内部被ばくも同時に避ける為、被ばくしていない食品や飲料水の購入をしなければならず、それらの探索に苦心するばかりか、多くの出費を強いられることとなった。

本件事故発生直後、住民に対する内部被ばくの調査等が極めて重要であったにもかかわらず、十分な調査がなされることはなかった。また、個々人が線量計を常に携帯できたわけでもなく、ホール・ボディ・カウンタによる検査が、継続的かつ広範な地域で実施されたわけでもない。避難者らは、被ばくの程度を確認する手段さえもなく、このことが、避難者ら、とりわけ被ばくの影響を受けやすい子どもを持つ母親や妊婦らに非常に大きな精神的不安をもたらしている。

福島県郡山市から母子避難した避難者は、情報がない状況下で子どもを連れ放射線量が高い地域に避難してしまったことの悔しさや、避難を決意した当時の被ばくの恐怖を以下のように語っている。

「 自宅は、原発から65キロほどの距離だったので、40キロの実家よりは少しは放射線量が低いだろうと思い、自宅へ向かいました。しかしその時の素人の考えを、後々後悔することになってしまいました。

数日経ってわかったことですが、40キロの実家より65キロ離れた自宅の方が、数倍も放射線量が高かったのです。当時私たちは何の情報も無かったので、より線量の高い方へ逃げてしまいました。どこへ避難すれば

[REDACTED]

東京都世田谷区から広島県呉市に妻子と共に避難した避難者は、子どもの健康を何より思いやる親として、子どもたちの被ばくの恐怖と、避難に至る決意、そしてその決意するまでの間にも必死に被ばくを避けるための対策をしていたことを以下のように語っている。

「子供を守れるのは親しかいない。僕が東京に留まれば、娘たちも留まるかもしれない。娘たちに、これから数年間、放射能の影響と思われる健康害が起きてしまえば、彼女たちはきっと『お父さんはどうして東京から逃げなかったの?』と聞くにちがいない。娘たちが、自分の日記やブログに、そうした苦しみを僕には内緒でひっそりと書き留めるかもしれない。ある日、娘のそんな胸の内を知ってしまったら、僕は嘆き悲しむだろう。仕事のしがらみ、社会的なしがらみのない、純粹無垢な子供たちの疑問は、と

でもシンプルに僕の心を貫くにちがいない。大袈裟かもしれないが、もしも数年後、娘たちの体を取り返しのつかない状態になってしまっていたら、僕はどんなふうに生きていけばいいのか分からない。その時に、国や東電に迫ってみても、娘たちの健康が戻って来ることはないのだ。」(甲30・13頁)

「放射能に恐怖を覚えてからは、窓を締め切り、洗濯物は室内に干した子供たちは外で遊ばせず、震災以降「室内でしか遊ばせません」と言っていたのに運動場で毎日運動させていた幼稚園も辞めさせた。食材は関東や東北の産地は絶対に手を出さず、外出の時はマスク着用。帰宅したら玄関先で埃を払う。・・・水は九州地方から取り寄せた「財宝温泉」か、スーパーサミットが店内に設置している「逆浸透膜濾過」した水しか使わないことにした。・・・お風呂は水を大量に使うので、水道水を使わないわけにはいかなかった。仕方なく短時間で入ることにした。娘たちをお風呂に入れる時が、いちばんストレスだった。」(甲30・14頁)

「西へ逃げる自分のことを自己中心で被害妄想だと思っている。・・・でも、一度逃げると決めたんだから、自己中心でも過剰反応でも被害妄想でもバカげていても、家族を西へ連れて行くのが僕の役目だ。・・・僕が笑われる分にはいい。放射能を怖がりすぎだとバカにされてもいい。「どうしてお父さんは、自分たちを逃がさなかったの？」と、数年後、娘たちに非難されることに比べれば、その痛みはなんてことはない、耐えられる。」(同85頁)

東京から夫とともに福岡へ避難した避難者(妊婦)は、被ばくの危険性から海外への避難まで考えたが、出産を考え諦めたことを以下のように述べる。

「チェルノブイリでは1200キロの西ドイツまで高濃度放射能が来ていたということを聞いていたので、九州でも危ないのではと心配になった。・・・被ばくすると取り返しのつかないことになるから、3月18日ご

ろ、海外脱出を考えた。・・・結局、子どもが臨月だったため、生むリスクを考え九州にとどまることにした。」(甲32・26頁)

東京から夫と子ども二人と福岡へ避難した避難者は、避難までの間、子どもを被ばくによる健康被害から守るために必死にとった行動とそのときの気持ちを以下のように振り返る。

「(放射能を恐れ)、子どもたちへ「命や身体に影響があるよ」と言い続けた。学校の給食は食べさせずにお弁当に変えたり、プールには入らせなかったり、魚は控えたり、少しの雨でも傘をさしマスクまでさせたりしていた。給食とプールについては、学年で一人だけだったので、子どもはストレスを感じていただろうと思う。」(同32頁)

「東京にいた頃は、保育所へ放射線の危険を語って、疎まれるモンスターペアレントと言われた。」(同33頁)

東京から夫と子どもと福岡へ避難した避難者は、夫や子どもへの被ばくの恐怖と、それを身近な人に理解されない苦しみや悲しみを以下のように語っている。

「日本が国内に発表しないドイツやノルウェー放射性物質拡散予測をみて私が家族や友達に、“今日は風向きがこっちだからなるべく外に出ないで、もし出るなら長袖来て(原文ママ)分厚いマスクして”などの警告は全く理解してもらえませんでした。桜が満開の気持ちがいい春でしたから、みんな公園で子供をつれてお花見をしていました。私はそんな日本の中において違和感と不安と悲しみと恐怖でいっぱいでした。」(同43頁)

第3 先の見えない避難生活、避難後も続く苦しみや不安

1 本件事故までに築き上げた社会生活関係との分断・離別

(1) 地域社会からの分断・離別

多くの避難者は、本件事故により、長年住み慣れた故郷を離れざるを得なくなり、愛着のある故郷で人生を全うすることができなくなった。

から避難した原告（1番）は、以下のように、

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

また、原告22番は、

[Redacted text block]

[REDACTED]

(2) 区域外避難者らが受ける分断・誹謗・中傷

避難者らの地域社会からの分断は、いわゆる「区域内」、「区域外」という「線引き」によってもより深刻化している。

区域外避難者らは、被ばくによる健康への影響について科学的にも様々な知見が対立するなか、リスクがあるならば被ばくを避けて生命や健康を守りたいという思いから、避難を選択した。

多くの区域外避難者らは、避難を決断したことによる周囲との軋轢に苦しみ、また、被告東京電力から十分な賠償を受けられない、被告国による十分な支援を受けられないなど極めて過酷な状況に置かれている。しかし、現在に至るまで、被告国や被告東京電力は、区域外避難者らに対して、区域設定を盾に避難者らを分断し、区域外避難者の被害に全くとっていいほど目を向けようとしていない。

区域外避難者は、家族や周囲から、「国が大丈夫と言っているのになぜ避難

しているのか。」と、避難したことを咎められ、避難に伴う困難について「自己責任」であるかのように責められ、避難に伴う経済的、身体的負担を感じる日々のなか、「避難する」という選択を否定され、精神的にも追い詰められている。このような対立構造は、コミュニティの最小単位である家族の中でさえ生じており、夫婦間、親子間の関係にも回復しがたい軋轢をもたらす事態となっている。

離れて暮らす家族や友人から、避難をしていることについて理解を得られず、孤立感を深めるなど、人間関係に軋轢が生じてしまっている者も数多くいる。

区域外避難者らは、避難を続ければ続けるほど、これまでの人間関係が壊れ、軋轢が生じていくなかで、避難したことが本当に正しかったのかと日々苦しみ葛藤している。

福島県内ではあるが避難区域外から広島市に母子避難した避難者は、福島に残る被害者から心ない中傷を受けたり、夫や義母という一番身近な家族に避難を理解されなかったりする苦悩を以下のように述べている。

「 「そこまでして避難します？そんな状況で本当に子どもを守れるんですかね？」避難に反対する、福島に残っているお母さんグループのメンバーが、インターネットの掲示板でやり取りをしていた時の言葉が耳の奥でこだまする。「貧乏のどん底に落ちて、誰かの施しに頼って、乞食のように生きるのが、子どもを守ることですか？」「放射脳（放射能汚染を恐れて、本来は不安に思うほどのことでもないのに過剰反応している人たち、という意味でのレッテル的な呼び名）の考えることはこの程度。知能が低いからありもしないことに怯えて、かえって危険な状態になっている。自業自得だよ。」」（甲3 1・3～4頁）

「 私といえば、夫の氷の壁のような態度に落ち込み、義母からの「あなたは自分だけが無事だったらそれでいいの？あなたの夫は、私の息子は

どうなってもいいの？家族は一緒に暮らすのがいいんだから、バカなこととは止めて早く帰ってきなさい」という連日の電話に落ち込み、家に引きこもってくよくよして泣いてばかりいた。」(同6頁)

東京から夫とともに福岡へ避難した避難者(妊婦)は、避難を選択しない(できない)友人との関係が変わってしまい悩んだことを以下のように述べる。

「 関東の友達に「実家に避難するから、九州に来る場合は実家に来て大丈夫だよ」とメールを送る。しかし・・・「ここは危ないので行きたいけど、行けないからやめてくれないか」と言われた。それを見て、心は複雑であった。」(甲32・27頁)

(3) 家族・親戚・家族同様の者達との分断・離別

ア 物理的・精神的別離

避難者らは、家族ごとにまとまって避難をできたわけではなく、家族が物理的にも精神的にも離ればなれになってしまうこともある。

特に区域外避難者においては、父親(夫)が仕事の関係などで避難元に残らざるを得ず、母子が避難するという状況が生じている。避難元と避難先との二重生活により、家賃、光熱費等は増加し、経済的な負担は家計を圧迫している。避難先と避難元を行き来するのは、物理的な距離や経済的な負担からすれば容易ではなく、分断された父子は、これまではあたりまえのようにできていた自由な交流をすることができなくなっている。避難者からは、家族の十分な交流ができないことによる子どもの成長への影響を心配する声や夫の被ばくを心配する声、夫の負担や子どもへの影響を考え、避難し続けることへの葛藤を訴える声も多く聞かれる。

母子避難をした避難者は、前述の手記のなかで、避難によって大きく変わってしまった生活、夫と容易に会えない状況、父親と離れて暮らすことが子どもたちに与える影響についての葛藤などについて述べている。

「夫は母子避難を始めてからというもの、月に一度、子どもたちと会えれば良い方で、一ヶ月以上会えない時もありました。『単身赴任や海外赴任のお父さんを持つご家庭と同じなんだ！』と自分に言い聞かせて日々の子育てをしています。『いつまで』という任期があるわけではなく、おそらく相当長期に渡ってこの生活が続くと考えると、子どもの精神面での影響が心配で、本当に福島を出て来て良かったのかしら…と何度悩んだかしれません。

お父さんが大好きだった三歳の息子を父親から引き離してしまったのは本当に正しかったのか？まだ震災当時、生後五ヶ月だった娘はほぼ父親を知らないで育ってしまって今後の父娘関係に影響は出ないだろうか？なによりも、家族のためにたった一人で福島に残って子どもの寝顔さえ毎日見る事が出来ない生活をしている夫の精神状態は大丈夫なのだろうか？

休みがあれば、七〇〇キロ以上離れた大阪まで一人高速道路を車で飛ばして子どもたちと会いにきても、二四時間も滞在しない（できない）で、また同じ道をろくに休まずに運転して戻らなければなりません。せつかく会いに来てくれた夫ですが、子どもたちには『お父さんはお仕事と運転で疲れてるから寝かせてあげて！』と声を上げる私は母親として何をやってるんだろう？

震災以降、親子共々、心も身体も休まる場所がありませんでした。福島に残れば目に見えない放射能の恐怖におびえ、出たら出たで、不安定な生活と家族バラバラの日常を強いられる…ふつうの福島県民としての暮らしがあの日以来、一変してしまいました。」（甲D共25, 37頁ないし39頁）

また、[REDACTED]に避難した原告（32番）は、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

東京都世田谷区から広島県呉市に妻子と共に避難した避難者は、家族で住んでいた二世帯住宅の1階部分に大家として居住している「ななちゃん」という高齢の女性と、10年以上の長きにわたり家族同然に暮らしていた。避難者は、家族である「ななちゃん」に対し、一緒に避難しようと言い、西日本に引っ越すことを伝えたものの、以下のように「ななちゃん」の理解は得られなかった。

「急な引っ越しを決め、六月の中旬にそのことを伝えた時、ななちゃんは目を真っ赤にして怒った。「裏切り者！」と言って涙を流した。「ずっと二階に住んでくれるって言ったのに！」」（甲30・17頁）

イ 避難に伴う家族崩壊の危機

また、先述のとおり、家族が一緒に暮らしていたが、分断せざるを得なくなった生活は、避難する者、留まる者のいずれにも大きな負担を強いることになる。放射線の危険に対する考え方の違いや、被ばくを避けるために避難することによる過大な負担から（経済的負担、精神的な負担、子どもの教育への影響（進学、別居を続けること）など）、夫婦間や避難元にいる家族と避難先の家族との間で対立を生じさせ、これまで円満だった家族関係に亀裂が入り、夫婦間であれば離婚にまで発展する事態も生じている。

原告らの中にも、本件事故までは円満だった夫婦関係が、本件事故をきっかけに悪化し、離婚を余儀なくされた者もいる。

から避難した原告（39番）は、

避難に理解しない妻との関係が悪化していく様子を以下のように述べている。

「一昨日、非難の準備を整えていた時、妻のアカリはその様子を見て嘲笑した。「あなたね、やりすぎだって。映画じゃないんだからさ。たしかに大きな地震はあったわよ。あったけど東京は大丈夫よ。その証拠にNHKだって何も言ってないじゃない・・・それに少し冷静になって考えれば福島から千葉まですごく遠いんだし、ここら辺は何も心配することはないと思うわ。現に、今こうやって元気にしているし。考えるだけストレスだと思うわ。」妻の態度を見て、私は失望を隠せなかった。真っ先に一也の健康を心配すると思っていたのに、彼女は大丈夫しか言わず、どんな言葉も言い訳のための糸口を探しているみたいに思えた。」（甲31・33，34頁）

父母を置いて単身東京から避難した中学生である避難者は、いわゆる引きこもりの生活をしてきたが、自力で原発事故の危険性を調査し、事故後も平然と福島の祖母が送ってくる野菜を食べている父母との価値観の違いに悩んだことを以下のように述べている。

「僕はそのことに心の底から絶望した。食べ物の放射能汚染に関心がないと呆れた。あれだけの原発事故が起きて、世界でも経験がないほどの放射能がまき散らされたのに、食べているものに、放射能が入っているかどうか、そういうことを気にする思考がない。本当に僕は、この父と母から生まれてきたのだろうか、そこまで悩んだ。」（同44頁）

2 避難生活での孤独感，喪失感，葛藤

（1）避難生活における不安，孤独感，ストレス

避難者らの多くは、本件事故まで、住み慣れた土地、先祖代々受け継いできた土地に住み、家庭菜園や畑で野菜を作り、親戚や友人と交換し合うなど、

自然豊かな環境の中で充実した生活を送っていた。また、近隣住民や親戚との人間関係を大切にし、地域社会の中で、互いに助け合いながら生活していた。

ところが、本件事故を契機に避難を余儀なくされ、愛着のある土地を離れざるを得なくなった。避難者らの多くは、避難により仕事や住居を失い、喪失感に苦しめられている。望郷の念を抱きながら、見知らぬ土地、誰一人知り合いのいない土地での不安定な生活を余儀なくされており、多大なストレスを抱えている。さらに、先の見通しの立たない生活への不安ものしかかり、本件事故前にはあたりまえのようにあった地域の人々との交流もないなかで孤立感を強めている。避難生活への不安や苦痛を訴える声は数多く、大阪弁護士会聞き取り調査(甲D共23)によっても、以下のように、人的な基盤を失ったことに対する孤独や不安、疲弊を訴える声が多く聞かれた。

「大阪で初めて一人暮らしをして、土地勘もなく、言葉も違う中で、眠れないほどの孤独を感じました。原発事故まで幸せに暮らしていたのに、どうして自分はひとり大阪にいるのか、どうしてこんな思いをしなければならぬのかと我慢しようとしても辛くてたまらなかった。」

「生活が寂しすぎて、子どもを寝かしつけて、一旦は寝るが、夜中3時ぐらいから起きてしまい、お酒を飲んでしまい、大阪(に)来てから大幅に体重が増えてしまった。前は(お酒を飲む機会が)月2回が週4回ぐらいになった。仕事をしてないためか、夜中に目が覚てしまう。」

「避難先での人との交流がほとんどなく、誰に相談していいかわからない状況である。」

「誰一人知り合いのいない土地での生活は本当に大変でした。まだまだ先の見えない状況にあり、避難生活は予想以上に疲れます。」

また、同じく、以下のように、これまで築いてきた生活を失った喪失感や、本件事故により自らの人生を切り開いていくことのできないもどかしさを訴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(2) 被害者間での分断

被告国による避難等を巡る「指示」や「区域」等の設定，被告東京電力による賠償基準の格差は，避難者らに避難を選択するか否かに関する軋轢を生じさせたにとどまらず，避難者らの分断・対立という被害を生み出し，避難者らを苦しめている。

すなわち，放射能による被ばくから逃れるために避難した者について，区域外・区域内でその生活の不便さに違いなどはないはずである。しかし，区域外・区域内という被告国の設定や，その設定に基づく被告国や地方自治体の公的支援（住宅支援，医療費の免除，義援金の分配，避難先での行政サー

ビスの享受の有無等)の差, 被告東京電力の金銭賠償の不平等な取扱いにより, 本件事故の被害者は, 区域内避難者, 区域外避難者, (区域外に)留まる者と細かく分断させられ, 対立させられるという被害を被っている。

例えば, 被告東京電力の金銭賠償額の差により区域内の避難者は, 「区域外の方からお金が出ていいねと言われる。交流会などでも話がしにくい。」と肩身の狭い思いを余儀なくされる。

また, 「区域外」に留まることを選択した者と避難することを選択した者の間には, 避難しない者は避難する者に対し「(区域外とされているのに)なぜ避難するのか。」と, また, 避難する者は避難しない者に対し「(被ばくによる健康被害のおそれがあるのに)なぜ避難しないのか。」と互いを責め合う状況(対立構造)が作り出されている。

本来, 区域内避難者, 区域外避難者, 留まる者, いずれも本件事故の被害者であり, 相互に助け合いながら, 被害の回復を共に求めていく立場にある。しかし, 彼らは, 自らの立場を非難されるのではないかと周囲の目を恐れざるを得なくなり, 本件事故による放射能汚染, 避難, 賠償等のことを自由に語れない状況におかれている。このような分断は時の経過とともに, 原発事故の影響はなかったことのようにされ, より深い分断を生じさせている。

被告国や被告東京電力によって作られた恣意的な分断により, 避難者らは, 放射能の被害のみならず, 人間関係まで破壊されるという被害を受けているのである。

(3) 避難先での周囲との関係における苦痛

さらに, 避難者らは, 避難先での周囲との関係にも苦しんでいる。

例えば, 避難者らは, 帰還できるかどうかという見通しも立たず, 避難先で生活基盤を築くことも帰還に向けた具体的な準備もできないなか, 避難先の人々からは, 「あなたは福島に帰るんでしょ」とよそ者扱いを受け, 避難先のコミュニティに溶け込みたいと思いながらもうまく溶け込めない状況にあ

る。

大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、

「今は普通に外出しているが、初めは周囲とあまりに温度差がありすぎて友人と会えなかった。会って話しているとあまりに温度差があっしんどくなるので会わないようにしていた。避難しているのは実家であり、話をするのも昔からの友人なので複雑な思いが強かった。今でもこちらの友人とは地震や原発の話はまだ避けている。」

と避難に対する無理解に苦しみ続けている。

避難者にとって、帰還の見通しが立たないなか、これまで述べた経済的負担、孤独や不安を感じながらの生活に加え、避難先の十分な理解や支援がないなかでの生活再建は、過酷を極めるものである。

■■■■■に避難した原告（22番）は、■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

■■■■■

[REDACTED]

(4) 避難を続けることへの葛藤

避難者は、本来、被ばくを避けるために避難したことについて何ら責められたり、後ろめたさを感じたりすることはないはずである。にもかかわらず、多くの避難者は、避難したこと自体に葛藤し、留まる者に対して罪悪感を抱えながら日々生活をしている。

こうした罪悪感は、留まっていた者が後に避難をしてきた場合にも、決して消えることはない。[REDACTED]から避難した原告(23番)は、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

また、避難者らは、避難生活による経済的負担、母子のみの避難の長期化に伴う家族の分断・家族関係の悪化などにより、被ばくを避けるために多大な犠牲(経済的負担、人的関係の喪失等)を伴ってまで避難を続けるべきか

どうか、日々、苦しい選択を迫られている。大阪弁護士会の聞き取り調査（甲D共23）によっても、以下のように、避難を続けることへの葛藤の声が聞かれた。

「自分は福島から避難してきたが、自分より幼く、放射線の影響を受けやすい近所の子どもはたくさん残っている。その子たちの健康被害も心配だし、自分だけ避難してきたことを申し訳なく思うこともある。」

「避難しなくてもいい地域とされていることから、避難してしまっている自分に罪悪感を持つこともある。」

3 生活基盤の崩壊・経済的困窮

(1) 仕事の喪失

避難者らは、避難に伴って、それまでの仕事を失い、生活の糧を得る基盤を失った。避難者らは、本件事故から5年近くが経過してもなお帰還の見込みは立たず、避難先で就業するべきなのか、避難元での仕事に戻るべきなのかといった生活再建の目途をたてることができないままである。

■■■■から避難している原告（39番）は、■■■■

■■■■

■■■■

■■■■

■■■■

■■■■

■■■■

■■■■

■■■■

■■■■

■■■■

大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、以下のように、就労ができず、経済的に困窮している切実な状況が聞かれた。

「 転々と避難生活を続けているうちに、避難するために夫は会社を辞めたので、収入がなくなった。」

「 貯金もなくなり、切実に仕事をしたいと思っている。他方、仕事を始めると、いつでも避難するという無責任なことができなくなってしまうという葛藤もある。仕事を探そう、前に進もうと思うと、原子炉のことが心配になる。腰を据えて仕事を探す気になれない。」

そして、仕事の喪失は、経済的な基盤の喪失という財産的な損害にとどまらず、それまで築いてきた無形の価値や関係を失わせていることも忘れてはならない。

から避難した原告（9番）は、

[Redacted text block]

[Redacted text block]

また、[Redacted] 避難してきた原告（26番）は、避難に伴う転職について、以下のように述べている。

[Redacted text block]

さらに、[Redacted] 避難した原告（32番）は、[Redacted]

[Redacted text block]

[REDACTED]

(2) 生活費の増加・経済的困窮

さらに、避難者らは、仕事という生活の糧を喪失した一方、避難生活に伴う生活費の増加等により経済的に困窮している。

着の身着のまま避難した者はもちろん、最小限の荷物しか持ち出せない中での避難を強いられた者や、父親（夫）は避難元に残り、母親（妻）と子

が避難するという二重生活を選択せざるを得なかった者など、ほとんどの避難者が、避難先で生活をしていくために家電や家具を再購入しなければならなかった。

このように、本件事故以前には、自らあるいは地域で米や野菜などの農作物を作り交換しあうなど自給自足していた者は、避難先ではすべての食品を購入せざるを得なくなり生活費が必然的に増加していった。

さらに、避難しながら、避難元に残してきた住居の住宅ローンを支払い続けている避難者も少なくない。家族が別々に暮らす二重生活によって、家賃や光熱費、食費をはじめとする生活費が増加し、経済的負担に苦しんでいる家庭も多くある。

特に区域外の避難者は、被告東京電力からの低額の賠償を受けたのみで、あるいは、一切の賠償金を受領できない状況のなかで、これまでの預貯金を切り崩しての生活を余儀なくされている。

大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、約79%が、生活費が増加していると回答しており、十分な支援や賠償がないなかで、見通しの立たない避難生活の長期化は、より一層、避難者らを経済的に困窮させているのである。

（3）避難先での不安定な住宅基盤

本件事故から5年近くが経過した現在、避難者らが最も強い不安を感じ、支援を必要としているのは、生活の基盤である住宅保障の問題である（甲D共26ないし29）。

避難者の中には、災害救助法に基づく「みなし仮設住宅」（一部自治体は、独自の施策で住宅提供をしている）への入居などの援助があることを知らず民間の賃貸住宅の家賃を払い続けている者もいる。

公営住宅に入居できた場合でも、老朽化が進んでいるなど、良好な生活環境を確保できているとはいえない例がある。

「みなし仮設住宅」等に入居できても、入居期間は多くの場合1年ごとの延長とされており、延長打ち切りに対する不安を抱えながらの生活とならざるを得ない。1年の期間延長の通知の送付とともに、「緊急避難措置の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退去します。」といった同意書や誓約書の記入を求める自治体もある。避難者らは、退去後の生活を思い描くことのできないまま、延長を認めてもらうために強い不安を感じながら、このような誓約書にサインすることを余儀なくされている。

いつ延長が打ち切られてしまうのか、少しでも早く次の住宅を確保する行動をとるべきなのか、確保しなければならないと言われても現実にどうやって確保できるというのか、引っ越し費用や賃料の負担に家計が耐えられるのかなど、答えの見つからない不安を抱えている。住宅基盤が定まらない状況では、就労や進学の見通しすら立てることができない。将来の見通しが立たないことにより、就労面でも、住宅基盤の確保の面でも前に踏み出すことができないのである。不安定な状況におかれた避難者らは、生活再建がままならない状況に苦しんでいる。

ほかにも、現在の避難先からいずれ移動しなければならないと考えると、必要最低限の物しか買えず、大きな家具を買えないなど、避難者らには種々の不自由が積み重なり、その不自由さを強いられているのである。

第4 生涯消えることのない被ばくによる健康被害への恐怖

現在、『県民健康管理調査』と称して、福島県による一定の健康診断もなされているものの、そもそも避難者らへ健康診断の情報が届いていないなど、その体制や内容は極めて不十分であり、避難者らの被ばくによる健康被害への不安は日に日に大きくなっている。大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、以下のように、継続的な健康診断体制の整備、成人も健康診査の対象としてほしいとの声が数多く聞かれている。

「子どもは何年くらいフォローしていけばいいのかわからないが、福島市

だけでなく、県外でも継続的に健康診断が受けられる体制が欲しい。大人も本当に大丈夫なのかわからないので、大人も健康診断を受けさせてほしい。」

このような不安は一時的なものでは決してない。避難者らは、将来にわたり被ばくによる健康被害への不安を抱え続けなければならない。

から避難した原告（22番）は、

また、から避難した原告（1番）は、

[Redacted]

[Redacted]から避難した原告（23番）は、 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]から避難した原告（26番）は、 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

東京都世田谷区から広島県呉市に妻子と共に避難した避難者は、避難後まで襲われた自己と妻の健康状態について、避難までに浴びた放射性物質が原因ではないかという不安等を、次のように述べている。

「 異常だなあと自分でも感じるくらいに徹底した。しかしそれでも、僕と妻は引っ越し後、半月くらいまで歯茎からの血が止まらなかった。ストレス過多であったことは確かだろうし、放射能との因果関係は分からないが、

こんな症状は過去に経験したことがなかった。・・・そして原発事故さえなければ、東京に残るのか、東京から逃げ出すのか、東北の畜産物を食べるのか、食べないのか、そんな二択に迫られることはなかったのだ。」(甲30・123頁)

福島県(避難区域外)から広島市に母子避難した避難者は、水を得るため並んだ場所に放射線が降っていることを誰からも知らされなかったこと、そして何よりそこに大事な娘を連れて行ってしまっていたことに対する怒りと後悔を以下のように語っている。

「 「運動場に給水車がくるぞ! 」という誰かの呼びかける大きな声に、バケツや水筒をもって家を飛び出したんだ。三時間くらいは並んでいたんだ。水ももらってはまたもらいに来てを三回繰り返していた。あの時、誰も教えてくれる人がいなかったから、私たちは水をもらえるうれしさで、ただただあの長い行列に並んでいた。よかった、よかった、とみんな口々に言い合って、がんばりましょうねと肩を叩き合った。あの日。放射能は目に見えなかった。肌に触れているのに気がつかなかった。肺に吸い込んだことも知らなかった。あの日、私たちの頭に、肩に、肺に、放射能が降り注いでいたことは誰も教えてくれなかった。」「数か月後になって、行列を作ったあの場所にも多量の放射能が降っていたことが分かって、イオリを置いてくるんだと私はとても後悔した。夜、私は布団に入ってから寝付けず、イオリをひとりで置いてそっと抜け出し・・・入荷したばかりの新聞をすべて買い、その場でぜんぶの新聞をめくった。どこにも、私たちが受けた放射能の汚染度とこれから健康がどうなるのかなんてことは記事に書かれていなかった。」(甲31・8頁)

第5 避難生活の継続や帰還についての苦悩や葛藤

1 容易ではない帰還

避難生活を続けることについての苦悩や葛藤がある一方で、避難元へ帰還す

ることも決して容易ではない。避難元では被ばくによる健康被害が懸念される上、避難先でようやく築き上げた生活をまたしても失うことも大きな負担となる。

本件事故から1年余り後の平成24年7月までに実施された大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によれば、避難元への帰還の見通しについて、「戻りたい」が21%、「できれば戻りたいが、戻れるかわからない」28%、「戻りたくない」51%と、多くの避難者が、帰還しない（帰還できない）と考えている。「戻りたくない」の回答のなかにも、以下にあらわれているとおり、本当は戻りたいけれども戻れないという苦渋の思いで避難先で生活している者もいる。

「 すぐに戻りたいが、子どものことを考えると確信できるまでは戻れない。」

「 帰りたいけど、帰りたいと言って、国に安全性も確保されずに中途半端に避難を解除されても困る。本当は事故前の故郷に戻りたい。希望は捨てていないが、帰らなかったからといって、故郷を見捨てたわけではない。」

地元へ帰還することができないとの思いは時間の経過とともに強まる傾向にある。平成26年4月に実施された東京都の避難者に対する調査では、約78%が地元県内に帰る予定をしていないと回答しており（甲D共26）、福島県による調査でさえも県外避難者のうち福島県内に戻りたいと回答した者は、19.7%に留まっている（甲D共27）。

2 帰還の目途が立たないこと

各地域の除染計画の多くは著しく遅延している。また、被告国の区域設定上、帰還が可能であるとされていても、除染が不十分な地域も多い。除染によって一時的かつ局所的に放射線量が低下しても、除染がされていない場所や除染後しばらく経過した地域では、再び放射線量が上昇している場所もある。すなわち、安心して帰還ができる状況とは言い難い。

そして、本件事故発生から5年近く経った現在も、廃炉に向けた作業が進ん

でいるものの、放射性物質を含む汚染水が貯水槽から漏れていることが連日報道されるなどトラブルが後を絶たず、平成26年11月には採取された地下水のセシウムなどの濃度が過去最大となるなど、本件事故は収束している状況にあるとは到底言えない。

このような状況から、避難者は、除染が進まないどころか放射性物質が更に大量に放出されるような事故が再び起きるのではないかという不安のため、帰りたくても帰ることができず、帰らないという判断をせざるを得ない。

3 帰還に伴う更なる負担

仮に、帰還できたとしても、本件事故により失われた人間関係を再度構築すること、一度失った仕事や生活基盤をから再建することは容易なことではない。

区域内では、生活をしていくために最低限必要である、上下水道、交通網、学校、病院、職場や商業施設といったインフラが本件事故により崩壊してしまった。崩壊したインフラは未だ復旧したとは言えず、復興が進みつつあるとはいっても、水道水から放射性物質が検出されたり、再開した学校でも児童の多くが戻ってきていなかったりと、本件事故前の状況には程遠い。

また、避難先での生活が長引けば長引くほど、避難先での仕事、人間関係など生活基盤を築いていくことから、避難先での生活を清算し、帰還して再度生活を築くには莫大な費用とエネルギーを要することになる。避難者らは、故郷への思いから帰還したいと思っても、数年間その地で生活ができない以上、避難先で再出発を始めなければ、人生の取り返しがつかなくなってしまうのである。

大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、以下のように、たとえ帰還しても本件事故により喪失した人間関係や生活基盤を取り戻せないことや、避難先において必死で、築いてきた生活基盤をも失うことへの不安の声が聞かれた。

「 避難区域内で、現在帰還することはできないし現実的に考えて、今後も

大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、避難生活に伴う学力の遅れ、本件事故及びその後の避難によるストレス、避難したことによるいじめや差別などに子どもが苦しんでいる実態が明らかになっており、「子どもが学校に馴染めず退学して転校した」、「学校を休みがちである」との深刻な報告がなされている。

第7 避難元に留まる原告らの被害

本件訴訟には、家族を関西に避難させながらも、自らは地元に残り、今なお続く被ばくによる健康被害の不安を抱えながら家族と離れて生活している原告も複数いる。

1 今なお続く被ばくの恐怖

実効性のある除染が進まない中、地元に残る原告は、現在に至るまで、被ばくし続けることによる健康被害の恐怖を感じながら生活することを余儀なくされている。

被ばくによる小児甲状腺がんの影響を把握するために取り組まれた福島県民健康管理調査の甲状腺検査では、既に、当初の想定を大きく上回る悪性ないし悪性疑い例が発見されたとの結果が発表され、地元に残る原告の健康不安や恐怖を強めている。

2 家族との分断による苦悩

地元に残る被害者の多くは、家族と共に暮らすことを望みながらも、家族の生活のため、地元に残って仕事を続けることを余儀なくされた者である。家族と共に見ず知らずの土地に移っても、家族の生活を支えていけるだけの仕事に就けるとは限らない。経済的困窮の危険を回避するため、苦渋の思いで世帯分離を選択したのである。

幼い子供たちと共に過ごす時間はとても貴重で、親の人生にとっても、本来、何ものにも代えがたい価値を持つ。子育ては、様々な場面で折に触れ対話を重ねることで、自らの子に物の考え方などを伝えていく意味を持っている。そして、ほんの僅かなことでも子の成長を感じることもできる場面に立ち会えることも親としての至上の喜びに繋がる。

世帯分離による生活は、地元に残る親の、子供の成長を見守りながら共に過ごすという取り戻すことのできない時間を犠牲にするものである。

その犠牲を少しでも補うために、休日に避難先まで往復して家族との時間を確保することは、滞在する原告にとって身体的にも大きな負担であるし、遠く離れた避難先までの移動は、大きな経済的負担をも生じさせている。

3 本件事故により変容した周囲との関係

地元に残ると言っても、その地域のコミュニティも本件事故により大きく変容してしまっている。とりわけ、母子を避難させていることに対する周囲との軋轢に苦しんでいる者も多い。復興に向けた絆を強調され、「避難」という言葉を出すことすら容易でない雰囲気の中、地元に残る原告は、地元でありながら孤立感を感じるという計り知れない苦痛を感じている。最も近くに居るべき家族とも離れた生活の中で、深刻な孤立感、孤独感を抱えている。家族とも地元とも分断され、生計維持のため働き続ける生活は、本件事故以前に描いていた人生設計とは大きく異なってしまっている。

第8 結語

本件事故により、被害者らは地域での元の生活を、その根底から奪われた。地域で築いていた人間関係も、仕事も、就学先も、住居も、そして家族の間でさえも分断を余儀なくされ、それまでの生活や将来の人生設計を破壊されてしまった。

日常生活そのものが破壊されても、被害者らは生活を続けなければならない。本件事故から5年近くが経過する中、先行きを見通すことができないままに、

様々な困難や制約を伴う中で被害者らは生きている。

本件事故による未曾有の被害を理解するためには、まず、自らの生活が根底から奪われた状態の中で生きている被害者らの声に耳を傾けなければならない。

その苦悩の理解が、本件の審理には決定的に重要である。

本書面は、様々な苦悩を抱える原告らの言葉を通じて、本件事故による被害の実態を明らかにするものである。

以 上